

「金融検査に関する基本指針（案）」に対する意見

平成 17 年 5 月 27 日
社団法人 第二地方銀行協会

1. 全体的な意見

基本指針（案）では、検査の基本的考え方や実施手続等が整理・体系化されるとともに、金融機関との「双方向の議論」の重視や検査の透明性・効率性の向上に向けた様々な配慮がうかがえることから、全体としては評価している。今後の検査においては、基本指針（案）で示された基本的考え方および検査の実施手続が財務局を含め個々の検査官に徹底されるとともに、「金融機関自身の経営改善に向けた取組み」の推進に繋がるような対応をお願いしたい。

2. 個別項目に対する意見・質問

- オンサイトの検証は被検査金融機関の大きな負担となることから、立入検査期間の短縮化に努めていただくとともに、事前説明時において大まかな終了予定時期を示していただきたい。
- 銀行と外部監査人との間では守秘義務契約を締結していることから、外部監査人に対する検査関係情報の開示に当たっては、事前の承諾を不要としていただきたい。
- 日本銀行が実施する考査との間の適切な連携の確保については、どのような連携を行うのかを、資料の様式の統一等も含め、具体的に明示していただきたい。
- 意見申出制度の運用改善策として、「意見申出審理会のメンバーに外部の有識者を登用」することが盛り込まれているが、同制度の活用を促進する観点からは、意見申出審理会は、検査を実施する金融当局とは別の外部の有識者のみで構成する第三者機関とすべきではないか。

- 常々、検査は「レントゲンの役割」であるといわれるが、今回公表された基本指針（案）では、「その問題点について、金融機関等に対して有効な形で警告を発することが我々の役割である」とされていることとの関係についてお教えいただきたい。

3. その他検査全般に関する要望

- 決済用預金の導入に係るシステムリスク管理態勢等のターゲット検査のように、制度変更に伴う部分検査もあることから、無用な風評リスクを生じさせることがないように、検査情報受付窓口において公表する被金融機関名は、総合検査・部分検査別に公表するなど、公表方法を工夫していただきたい。
- 現状、金融庁および財務局が実施する検査の深度等に違いが見受けられることから、できる限り検査の質や内容についても均一化されるよう努めていただきたい。

以 上